

高齢者(65歳以上)

# 補聴器

最近聴こえが  
悪くなったな～

## 購入費を 助成します



### 助成額

補聴器購入費(助成対象費用)の  
2分の1を助成

## 上限3万円

### 助成対象費用

○補聴器本体の購入にかかる経費

※電池・骨導レシーバー・ヘッドバンドを含むもの。  
※イヤーマールドを必要とする場合はその経費を含むもの。

○新規・更新1回分

※更新の場合は、耐用年数5年経過以降

(注意事項)

本人の聴力障害に合わせた補聴器のみを対象とし、集音器等の音声を増幅させるだけのものは対象外

### 対象者

※決定通知書が届く前に購入した補聴器は対象外です。

- ✓ 沼津市に住民票がある65歳以上の方
- ✓ 身体障害者手帳(難聴または平衡機能障害)の交付対象とならない方
- ✓ 両耳の聴力が40db以上70db未満の方
- ✓ 医師(※)により補聴器の使用を必要と判断された方  
※身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師に限ります



申請方法は裏面へ▶▶

詳しくは沼津市HPを  
ご確認ください。

## ① 事前相談及び申請書類入手

市長寿福祉課で事前相談及び申請書類を受け取る。

## ② 耳鼻咽喉科を受診

耳鼻咽喉科を受診し、医師から補聴器の必要性を認められた時には意見書に医師の証明を受けてください。 ※受診・意見書費用は自己負担

## ③ 補聴器販売店で見積書を依頼

補聴器販売店で購入する補聴器を決定し、購入予定の補聴器の見積書を作成してもらってください。

## ④ 申請書類の提出

1 申請書、2 医師意見書、3 補聴器購入見積書 を市長寿福祉課へ提出します。

※医師意見書は申請書の提出日の前3カ月以内に発行されたものに限る

## ⑤ 市長寿福祉課にて審査・助成決定

長寿福祉課で申請書類の審査・助成の決定を行い、決定後には「補聴器購入費等助成決定通知」等が届きます。

## ⑥ 助成金の請求

請求書に助成金の振込先を記入し、市長寿福祉課へ提出してください。

## ⑦ 補聴器購入と証明書類の提出

見積書記載の補聴器の購入をしてください。また、購入の際に販売店で購入証明書を記載してもらい、領収書（写）と併せて市長寿福祉課へ提出してください。